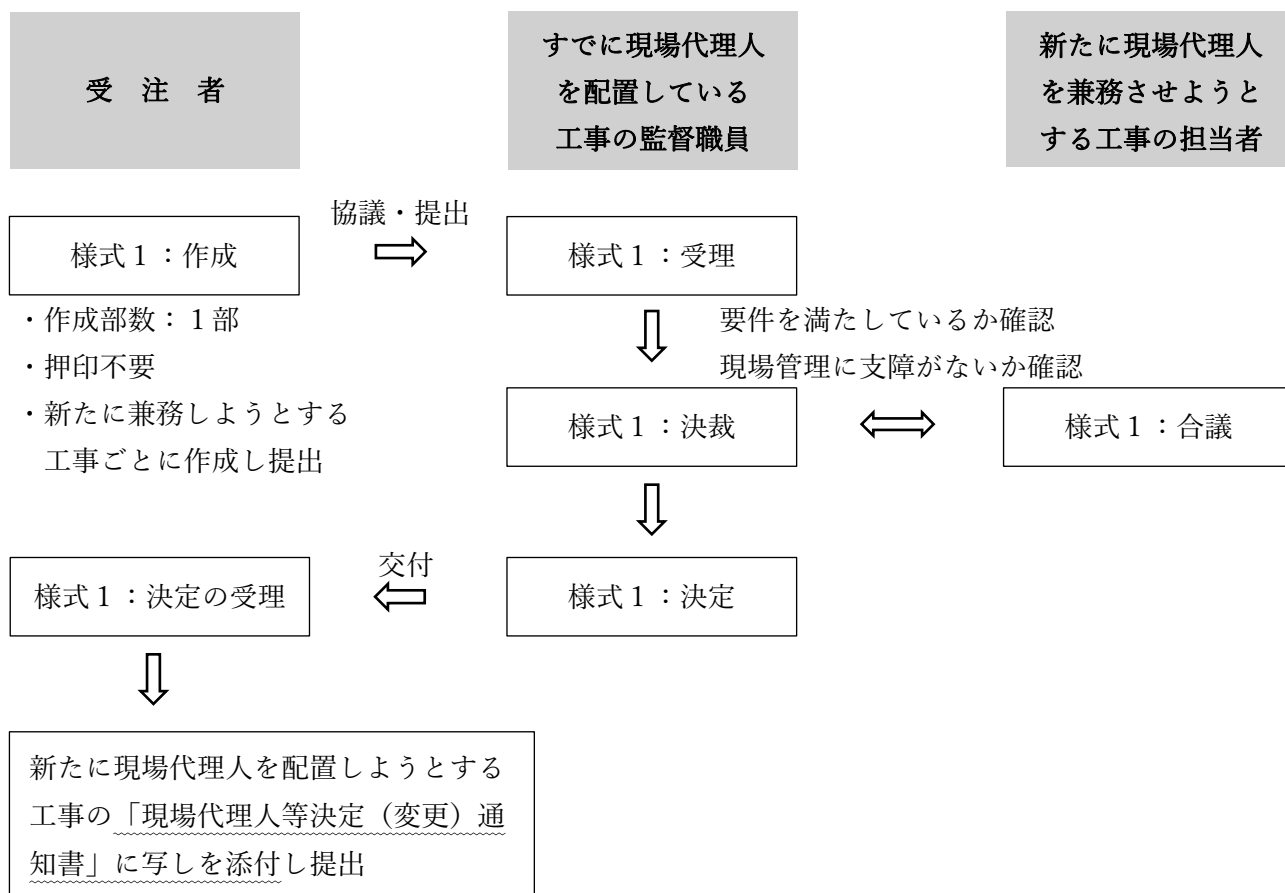


現場代理人兼務承諾協議書 事務処理フロー

①すでに現場代理人を配置している工事の発注機関が雲仙市の場合

受注者は、現場代理人を新たに兼務させようとする工事の「現場代理人等決定（変更）通知書」を提出する前に当該工事（すでに現場代理人を配置している工事）の監督職員と「様式1」により協議を行い、承諾を得たうえで、その写しを添付して「現場代理人等決定（変更）通知書」を提出すること。
 ※当初契約の場合は、契約書・現場代理人等決定通知書に「様式1」（承諾済）の写しを添付すること。



②すでに現場代理人を配置している工事の発注機関が雲仙市でない場合

受注者は、雲仙市が発注した工事で、現場代理人を新たに兼務させようとする工事の「現場代理人等決定（変更）通知書」を提出する前に、当該工事（すでに現場代理人を配置している工事）の発注機関（国・県等）と協議し、「様式2」により承諾を得たうえで、その写しを添付して「現場代理人等決定（変更）通知書」を雲仙市に提出すること。
 ※当初契約の場合は、契約書・現場代理人等決定通知書に「様式2」（承諾済）の写しを添付すること。